

宮 監 公 表 第 25 号  
平成 28 年 10 月 26 日

宮 崎 市 監 査 委 員  
宮 崎 市 監 査 委 員  
宮 崎 市 監 査 委 員  
宮 崎 市 監 査 委 員

山 田 義 郎  
神 戸 洋 一  
福 井 太  
日 高 貞 次



### 定期監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定に基づく定期監査の結果を次のとおり公表します。

#### 記

#### 1 監査の対象

上下水道局水道部（水道整備課、配水管理課、浄水課、営業所工務課）の平成27年度及び平成28年4月1日から6月30日までの財務に関する事務の執行

#### 2 監査の場所

関係各課及び監査室

#### 3 監査の実施期間

平成28年9月1日から平成28年10月21日まで

#### 4 監査の方法

上下水道局水道部各課の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

#### 5 監査の結果

- (1) 水道整備課、配水管理課、浄水課及び営業所工務課については、適正かつ効率的に執行されていると認めた。なお、営業所工務課については、監査の過程において改善が望まれる事項が見受けられたので、以下のとおり意見を付す。

(営業所工務課)

- ①各営業所における清掃・草刈等の業務委託について、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号を適用し随意契約により発注しているもののうち同時期、同種の委託について、集約して発注することにより経費節減につなげることができないか検討されたい。
- ②各営業所における自家用電気工作物保安業務委託契約について、以前から継続して業務を請け負い精通している等の理由により1者の見積りにより随意契約を行っているものが散見されたが、複数者からの見積徴収により経費節減につなげることができないか検討されたい。